

富士市新型インフルエンザ等  
対策行動計画（案）

令和 8 年 月

富 士 市

## 富士市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

はじめに	・・・	1
第1章 総論	・・・	2
第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等	・・・	2
第1 市の責務及び計画の位置づけ	・・・	2
第2 市行動計画の構成	・・・	3
第3 市行動計画が対象とする感染症	・・・	4
第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	・・・	5
第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・	5
第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・	6
第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	・・・	9
第4 対策推進のための役割分担	・・・	13
第5 市行動計画における対策項目等	・・・	15
第2章 各段階における対策（各論）	・・・	17
第1節 準備期	・・・	17
第1 実施体制	・・・	17
第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・・・	17
第3 まん延防止	・・・	18
第4 ワクチン	・・・	18
第5 保健	・・・	23
第6 物資	・・・	23
第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保	・・・	23
第2節 初動期	・・・	25
第1 実施体制	・・・	25
第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・・・	25
第3 まん延防止	・・・	25
第4 ワクチン	・・・	26
第5 保健	・・・	28
第6 物資	・・・	29
第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保	・・・	29

第3節	対応期	．．．	30
第1	実施体制	．．．	30
第2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	．．．	30
第3	まん延防止	．．．	31
第4	ワクチン	．．．	31
第5	保健	．．．	34
第6	物資	．．．	34
第7	市民の生活及び地域経済の安定の確保	．．．	35
参考資料	用語集	．．．	37

## はじめに

新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に対応するため、国は、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を施行し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた。

本市では、特措法第 8 条に基づき、平成 26 年 3 月に富士市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めたが、令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（「以下「新型コロナ」という。」により、引き続き世界が新興感染症※等の発生の脅威に直面し、感染症危機※が広がりやすい状況にあることを改めて認識することとなる。

新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）となり、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命・健康への脅威であるとともに、経済や社会生活など国民生活の安定に対しても重大な影響を及ぼすことが明らかになった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

この経験を踏まえ、令和 6 年 7 月、国は新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定し、その後、令和 7 年 3 月に静岡県においても行動計画が改定されたことから、本市においても県の行動計画に基づき市行動計画を改定することとした。

なお、市が実施すべき具体的な対策の詳細な方法については、マニュアルや要領等により定めることとしており、本行動計画では感染症対策の「基本方針」を示すものとする。

## 第1章 総論

### 第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

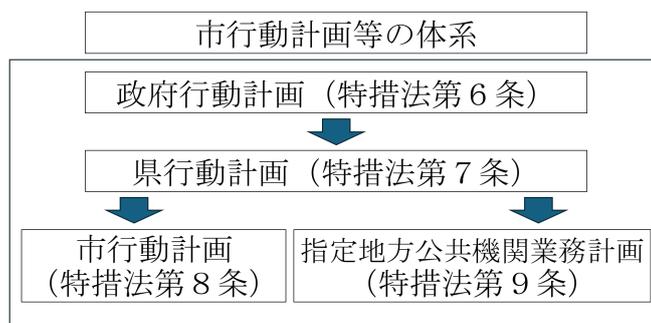
#### 第1 市の責務及び計画の位置づけ

##### 1 市（市長及び市行政組織をいう。以下同じ。）の責務

責務の内容	市は、国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関*と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。また、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、これを支援する。
根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等対策特措法及びその他の法令</li><li>・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）</li><li>・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）</li><li>・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（政府）</li><li>・ 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）</li></ul>

##### 2 市行動計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、特措法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成する。



##### 3 組織体制

平常時においては新興感染症の発生に備えた事前準備を行い、発生初期においては感染拡大防止策やワクチン接種対策を主とした体制構築等を、本計画に基づき保健部が事務局として担う。

その後の感染症拡大に伴い、特措法第32条の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、富士市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、富士市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、全庁的な体制に移行するとともに事

務局は危機管理室に引き継ぐ。なお、発生場所や感染規模によっては、緊急事態宣言前であっても、市の判断により市対策本部を設置する場合がある。

また、危機管理全般については「富士市危機管理規程」が適用され、これらの感染症対策と併せて運用する。

#### 4 市行動計画に定める事項

市行動計画では、特措法第8条に基づき、おおむね次の事項を定める。

- (1) 市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する次に掲げる措置に関する事項
  - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
  - ・ 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ・ 生活環境の保全その他の市民生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する県、他の市町及びその他の関係機関との連携に関する事項
- (5) 新型インフルエンザ等対策に関し、市長が必要と認める事項

#### 5 「富士市感染症対策行動マニュアル」との関係

本市では、平成21年に世界的規模で流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を経験し、より実務的で実効性のある全庁的な行動マニュアルの必要性が高まったことから、平成22年7月に「富士市感染症対策行動マニュアル(以下「市行動マニュアル」という。)」を策定した。

市行動マニュアルは、感染症法に規定される感染症を対象としており、発生時に本市が実施すべき取組や対策を所属・部署別に整理したものである。

また、対応を協議する組織として感染症対策本部(会議)及び連絡会(議)についても規定している。

新型インフルエンザ等が発生した場合に市が講じる対策は、他の感染症対応と類似すると想定されるため、各所属・部署が実施すべき行動は、市行動マニュアルに準じた内容となる。

## 第2 市行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生状況に応じて必要となる対応が異なるため、事前の準備を進め、状況の変化に即応した迅速な意思決定ができるよう、予め発生段階を設定し、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画は、県行動計画に基づき、「第1章 総論」と「第2章 各段階における対策（各論）」の2章構成とする。

第2章では、対応期（準備期、初動期及び対応期）ごとに整理し、主要項目ごとに記載する。

なお、各発生段階については、想定状況と併せて、後述する主要項目ごとに記載する。

<p>〔構成〕</p> <p>第1章 総論</p> <p>第2章 各段階における 対策</p> <p>第1節 準備期</p> <p>第2節 初動期</p> <p>第3節 対応期</p>	<p>〔主要項目〕</p> <p>第1 実施体制</p> <p>第2 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション</p> <p>第3 まん延防止</p> <p>第4 ワクチン</p> <p>第5 保健</p> <p>第6 物資</p> <p>第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保</p>
--	---

### 第3 市行動計画が対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で対象とされている以下の感染症とする。

特措法での定義（第2条）		左列の感染症法での定義（第6条）	共通の特徴
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等	新型インフルエンザ等感染症	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ <input type="checkbox"/> 再興型インフルエンザ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症 <input type="checkbox"/> 再興型新型コロナウイルス感染症 （あらかじめ規定するもので再興したもの）	一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、 当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、 国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある
	指定感染症	既に知られている感染性の疾病 （政令で定めるもの） 1類感染症、2類感染症、3類感染症と 新型インフルエンザ等感染症を除く	
	新感染症	既に知られている感染性の疾病とは、その病状 又は治療の結果が明らかに異なるもの （厚労大臣が認めて発表するもの）	

## 第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

### 第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界のいずれかで新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国及び本市への侵入は避けられないと考えられる。

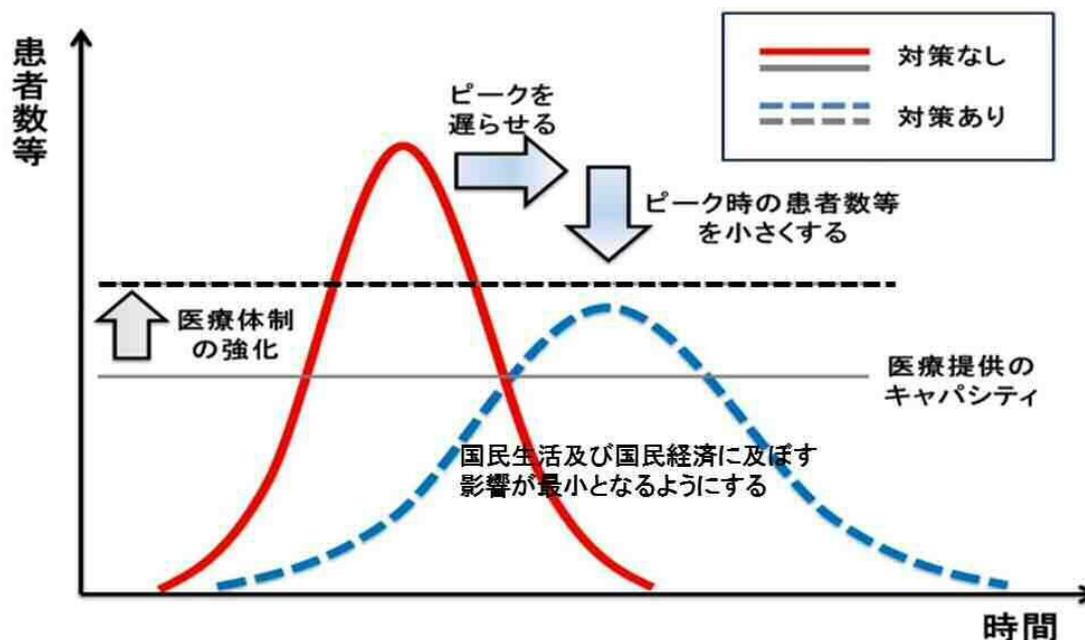
病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命・健康のみならず、市民生活や地域経済にも重大な影響を及ぼす可能性がある。

新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが患うおそれがあるが、患者発生が短期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超えるおそれがある。

この点を踏まえ、市の危機管理上の重要課題として新型インフルエンザ等対策を位置付け、次の2点を主な目的として対策を講じる必要がある。

新型インフルエンザ等の対策の主な目的	
<b>1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。</li><li>・流行ピーク時の患者数を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。</li><li>・適切な医療の提供を通じて、重症者数及び死亡者数を減少させる。</li></ul>
<b>2 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことで、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。</li><li>・市民生活及び地域経済の安定を確保する。</li><li>・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らす。</li><li>・事業継続計画の作成・実施等を通じて、医療提供業務や市民生活・地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。</li></ul>

まん延防止の対策の概念図（県行動計画より抜粋）



## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市が実施する対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

我が国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本政府行動計画等で記

載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染症等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすく

なるような配慮や工夫を行う。

- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスクの着用等の咳エチケット等の、季節性インフルエンザ<sup>※</sup>等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、政府行動計画、政府行動計画ガイドライン、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策が的確かつ迅速に実施されるよう万全を期す。その際、次の点に留意する。

#### 1 平時の備えの整理及び拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制整備が重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組を通じて、平時の備えの充実を図り、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### （１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策を関係者間で共有し、その実施に必要な準備を進める。

##### （２）初発感染事例の探知能力向上と迅速な初動体制の整備

未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も想定し、初発事例の探知能力を高めるとともに、国内で初発事例を確認した際には速やかに初動対応に移行できる体制を整備する。

##### （３）関係者・市民等への普及啓発及び訓練を通じた不断の点検・改善

感染症危機は必ず起こり得るという認識を関係者や市民等に広く共有し、多様な想定に基づく訓練の実施等を通じて、平時の備えの不断の点検や改善を行う。

##### （４）医療提供体制、検査体制、ワクチン・診断薬・治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>等の備え

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえ、平時から医療提供体制等の充実を図るとともに、有事<sup>\*</sup>に迅速な対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチン・診断薬・治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の取組を平時から進める。

##### （５）情報の有効活用、国、県との連携等のためのDX推進及び人材育成等

医療関連情報の有効活用や国・県との連携の円滑化を図るためのDX推進に加え、人材育成、国・県との連携、研究開発支援、国際連携など、複数の対策項目に共通する横断的視点を踏まえて取組を進める。

## 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対応と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減するとともに、身体的、精神的及び社会的な健康を確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、国や県と連携し感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活・社会経済活動への影響が最小となるよう対策を講ずる。

### （１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等を含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からデータ収集の仕組みや、適時適切なリスク評価の体制を構築する。

### （２）医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県予防計画及び保健医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応可能なレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際には、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済への影響にも十分に留意する。

### （３）状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及などの状況変化や社会経済の状況に応じ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。また、対策の切替え判断の指標や考慮要素について、可能な範囲で事前に具体的に定める。

### （４）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応を可能とするため、対策の切替え時期については、リスク評価等に基づき、個別の対策項目ごとに具体的な内容を記載し、必要に応じて各対策の切替えタイミングの目安等を示す。

### （５）市民等の理解と協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解と協力が極めて重要である。このため、平時から学校教育の場を含む様々な場面を活用して感染症や感染対策に関する

る基本的知識を普及し、こどもを含む幅広い年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じて、可能な限り科学的根拠に基づく情報提供を行い、適切な判断や行動を促す。特にまん延防止等重点措置\*や緊急事態措置\*のように強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し説明する。

### 3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するものとし、特措法による要請や行動制限等を行う場合には、市民の自由と権利に対する制限が当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限となるよう留意する。

また、対策の実施に当たって、法令上の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。

さらに、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別は、これらの方々への人権侵害であり、決してあってはならない。こうした偏見や差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大防止を遅らせる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者の士気等の観点からも、必ず防止すべき課題である。

加えて、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮にも十分に留意する。感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン・治療薬等の有効性によっては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がない場合もあり得る。そのため、いかなる場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

### 5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と緊密な連携しつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合には、国及び県に対し適宜要請を行う。

## **6 高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設における対応**

高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設における感染症危機時の医療提供体制等については、医療機関との連携等を含め、平時から検討を行い、有事に備えた準備を進める。

## **7 感染症危機下の災害対応**

市は、感染症危機下における災害発生を想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保を進めるとともに、自宅療養者等の避難に関する情報共有など、関係機関との連携体制を整備する。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域の状況を適切に把握した上で、必要に応じて避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難支援等を速やかに実施する。

## **8 記録の作成・保存**

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 第4 対策推進のための役割分担

対策推進に当たり、各主体の役割は次のとおりとする。

主 体	役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有時における基本的対処方針に基づき市内に係る対策（ワクチン接種、市民の生活支援、有事の要配慮者支援等）の的確かつ迅速な実施</li> <li>・ 市内における対策の総合的な推進</li> </ul>
国 (指定行政機関を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事において国として対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援</li> <li>・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携の確保</li> <li>・ 新型インフルエンザ等、ワクチン、その他医薬品の調査・研究及び国際協力による、発生時のワクチン、診断薬、治療薬等の早期開発・確保</li> <li>・ 準備期の対策実施、定期的訓練による点検・改善</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議による総合的取組の推進</li> <li>・ 有事における基本的対処方針の決定及び推進会議等の意見を踏まえた対策の推進</li> <li>・ 国民・事業者等への感染症や感染対策に関する基本情報の提供・共有</li> </ul> <p><b>【指定行政機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府行動計画を踏まえ、相互に連携しつつ、所管分野における段階に応じた具体的対応の事前決定</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事における基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県全体の対策を総合的に推進</li> <li>・ 医療提供体制の確保及びまん延防止に関する的確な判断と対応</li> <li>・ 平時における医療措置協定*及び検査等措置協定*の締結による計画的な準備と有事における迅速な体制移行</li> <li>・ 連携協議会等を通じた予防計画・保健医療計画の協議、国への取組状況の報告及び進捗管理</li> <li>・ 平時からの医療提供体制の整備やまん延防止の取組実施と PDCA*サイクルに基づく改善</li> <li>・ 保健所設置市とのまん延防止に関する協議等、平時からの連携の実施</li> </ul>

医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修・訓練の実施及び感染症対策物資の確保などの推進</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画※の策定</li> <li>・ 有事における、県からの要請に応じた医療措置協定に基づく、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣の実施</li> </ul>
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事における新型インフルエンザ等対策の実施</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの職場における感染対策の実施及び重要業務の事業継続等に係る準備及び有事における業務の継続的实施</li> </ul>
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの有事に備えた職場における感染対策の実施及びマスクや消毒薬等の備蓄（特に多数の者が集まる事業を行う者）</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの新型インフルエンザ等に関する情報及び知識等の収集及び健康管理と基本的な感染対策の個人レベルでの実践</li> <li>・ 平時からの新型インフルエンザ等の発生に備えた衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄</li> <li>・ 有事における感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施</li> </ul>

## 第5 市行動計画における対策項目等

政府行動計画や県行動計画で示されている対策のうち、市が実施する対策の目標及び目標を達成するための取組は以下のとおりである。

対策項目	目標	目標達成のための取組
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大の抑制</li> <li>・市民の生命及び健康の保護</li> <li>・市民生活及び地域経済への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における関係機関間の連携、人材の確保・育成、訓練の実施</li> <li>・有事の迅速な情報収集・分析及びリスク評価による的確な政策判断と実行</li> </ul>
(2) 情報提供 ・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供</li> <li>・市民等の適切な判断・行動に資するための、双方向のコミュニケーション*によるリスク情報と見方の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における情報提供・共有、双方向コミュニケーションの体制整備</li> <li>・市民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発</li> </ul>
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を抑制し、健康被害を最小限にとどめる</li> <li>・市民生活及び社会経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適時適切なリスク評価を実施し、医療提供体制のひっ迫の恐れがある場合に、必要と考えられる地域・期間等におけるまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施</li> <li>・市民の自由と権利への制限を必要最小限とすることや社会経済活動への影響を踏まえ、ウイルスの病原性や感染症等に関する情報やワクチン・治療薬の普及等の状況変化に応じたまん延防止対策の縮小や中止等の機動的な見直しの実施</li> </ul>
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の感染や発症、重症化を防ぐことによる市民の健康の保護</li> <li>・受診患者数の減少による健康被害や社会経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や事業者、関係団体等とともに平時からの接種の具体的な体制や実施方法についての準備</li> </ul>

(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた市民の生命及び健康の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの連携協議会の活用</li> <li>・平時からの情報収集体制や人員体制の構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化</li> </ul>
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の不足による市民の生命及び健康への影響防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの感染症対策物資等の備蓄</li> <li>・有事における感染症対策物資等の確保</li> </ul>
(7) 市民の生活 ・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事における市民生活・地域経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの事業者・市民への準備の勧奨</li> <li>・指定（地方）公共機関による業務計画の策定</li> <li>・有事における市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援</li> </ul>

## 第2章 各段階における対策（各論）

### 第1節 準備期

#### 第1 実施体制

##### 1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、国、県等とともに新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 市は、市行動計画を実情に合わせて適宜変更する。市行動計画を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るために作成した業務継続計画について、実情に合わせて適宜変更する。
- (3) 市は、国等の支援を受けて新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。
- (4) 市は、第3節対応期第1実施体制1（1）に記載している特定新型インフルエンザ等対策<sup>\*</sup>の事務代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

##### 3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 市は、国、県、及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### 第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

##### 1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### (1) 市における情報提供・共有について

市は、地域の実情を踏まえ、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進め

る。また、地域の特産品やランドマーク、市公式キャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むなど、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。

#### **(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について**

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察<sup>\*</sup>に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。このため、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることとし、有事における円滑な連携のため、具体的な手順をあらかじめ両方で定める。

#### **(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進**

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

### **第3 まん延防止**

#### **1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等**

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### **第4 ワクチン**

#### **1 ワクチンの接種に必要な資材**

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 3 接種体制の構築

### (1) 接種体制

市は、富士市医師会（以下「市医師会」という。）等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### (2) 特定接種\*

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、

接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。また、特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

- ②市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者（登録事業者<sup>※</sup>等）に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、基準に該当する市内の事業者に対して、国が管理するデータベースへ登録申請するように登録に必要な作業や手続等を周知する。

### （３）住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

ア 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望するすべての市民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、フィランセ、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国及び県間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の福祉部局、介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、事前に合意を得た上で、接種体制が構築できるように努める。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

③ 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 4 情報提供・共有

### (1) 市民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy<sup>\*</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

### (2) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、県の支援を受けながら市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済措置対応及び市民への情報提供等を行う。

### (3) 市保健部以外の分野との連携

市保健部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び市危機管理室、福祉部、産業交流部等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、市保健部は、市教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

## 5 DXの推進

(1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatch が生じないよう環境整備に取り組む。

## 第5 保健

### 1 県との連携体制の構築

市町は、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステム\*により把握・管理している情報のうち、市町に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を県から提供を受ける。その実施にあたって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、市町と県との間で覚書を締結するよう努める。

## 第6 物資

### 1 感染症対策物資等\*の備蓄等

(1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具\*の備蓄を進める。

## 第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

### 3 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### **4 生活支援を要する者への支援等の準備**

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### **5 火葬体制の構築**

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

## 第2節 初動期

### 第1 実施体制

#### 1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、必要に応じて、第1節準備期第1実施体制2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### 2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### 第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 1 情報提供・共有について

##### (1) 市における情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### (2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、県が実施する健康観察への協力等のため、対応期には県が把握・管理している情報のうち必要な個人情報の提供を受けることから、準備期に県と定めた情報提供・共有内容について確認する。

#### 2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### 第3 まん延防止

#### 1 国内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第4 ワクチン

### 1 接種体制

#### (1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### (2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第1準備期第4ワクチン1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2 接種体制

#### (1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### (2) 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市保健部と福祉部が連携し施設等との調整を行う。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、フィランセや学校など公的な施設等の医療機関以

外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。なお、市の接種の負担を軽減するため、県において大規模接種会場が設置される可能性があることも考慮し検討する。

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の福祉部局、介護保険部局等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となる。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、接種後の状態観察を担当する者を1名おく。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、静岡県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定される。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

## 第5 保健

### 1 県との連携体制の構築

市は、有事への移行準備のため、準備期に構築した県との連携体制を確認する。

## **第6 物資**

### **1 備蓄状況等の確認と円滑な供給に向けた準備**

市は、備蓄状況を確認のうえ、円滑な供給に向けた準備を進める。

また、備蓄物資の補充に備え、事業者等と連絡調整を行う。

## **第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保**

### **1 遺体の火葬・安置**

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 第1 実施体制

#### 1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。
- ③ 市は、必要があるときは、国へ職員の派遣要請や応援を求める。

##### (2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 2 緊急事態措置の検討等について

##### (1) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### (1) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

### 第2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 1 情報提供・共有について

##### (1) 市における情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### (2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、県が実施する健康観察への協力等のため、県が把握・管理している情報のうち必要な個人情報の提供を受け、共有する。これにより、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付

等を実施するとともに、患者等への生活支援につなげる。

## 2 基本的方針

### (1) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

## 第3 まん延防止

### 1 まん延防止対策

市は、国や県の方針に従い、感染状況に応じたまん延防止対策を講じる。まん延防止対策を講じる際には、市民生活や社会経済活動への影響を十分考慮する。

## 第4 ワクチン

### 1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- (4) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

## 2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

### (1) 特定接種

#### ① 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と

連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

## (2) 住民接種

### ① 予防接種体制の構築

ア 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

ウ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

カ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署が連携し、接種体制を確保する。

### ② 接種に関する情報提供・共有

ア 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

### ③ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じてフィランセ等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署が連携し、接種体制を確保する。

#### ④ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 4 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- (4) 特定接種に係る対応  
市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- (5) 住民接種に係る対応
  - ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
  - ② 住民接種は、接種を緊急に実施するものであるが、流行に対する不安が極めて高まる中、当初はワクチンの供給や有効性・安全性の情報が限られ

る状況となることなどを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5 保健

### 1 主な対応業務の実施

#### (1) 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者<sup>\*</sup>に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター<sup>\*</sup>等の物品の支給に協力する。

#### (2) 健康観察及び生活支援における県との連携

- ① 市は、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、市に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報等を県から提供を受け、協力して患者等に対する食事の提供や健康観察等を実施する。

また、市は、市民の不安を解消するとともに、感染症のまん延を防止するための適切な行動を促すため、新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する市民の理解の増進を図るため必要があると県が認めるときの、県からの協力依頼に対応するとともに、市内における患者等の数、確定診断日、その他県が必要と認める情報の提供を受けるなど連携に努める。

- ② 市は、新型インフルエンザ等により患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、県と情報共有し、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

## 第6 物資

### 1 備蓄状況等の確認と円滑な供給

市は、備蓄状況を確認のうえ、円滑な供給を進める。

また、必要に応じて、備蓄物資の補充を行う。

## 第7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル<sup>\*</sup>予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### (2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

#### (5) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、

臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 市は、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して、県の要請に応じて、広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県を通じての国からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### (1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### (2) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 参考資料 用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県内の医療機関との間で締結される協定
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス対応で活用した健康観察機能も有している
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止を要請すること等が含まれる
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速か

	つ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国、県及び保健所設置市等による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等

	の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止及び同法第 25 条に規定する県対策本部の廃止までをいう
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称で、利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
Vaccine Hesitancy	日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種の躊躇」等が使われている